

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
根拠条項	第 15 条第 1 項
処分の概要	特別特定建築物に対する基準適合命令
法令の定め	第 15 条 所管行政庁は、前条第一項又は第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
処分基準	基準適合命令は、報告の徴収により法令違反事実を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
根拠条項	第21条
処分の概要	改善命令
法令の定め	所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に沿って認定建築物の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めてその改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	改善命令は、報告の徴収により建築又は維持保全の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
根拠条項	第22条
処分の概要	認定の取消し
法令の定め	所管行政庁は、認定事業者が前条の規程による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。
処分基準	認定の取消しは、認定事業者が第21条の規定による改善命令に従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	